「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」の変更について

北海道 建設部 建設政策局 建設管理課

1. はじめに

北海道では，平成 31 年 3 月に策定した「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する北海道計画」（以下，「北海道計画」という）について，策定時からの状況の変化を踏まえ，令和 7 年 3 月に変更を行いました。

本稿では，北海道計画の変更に係る経緯や主な変更内容等について説明します。

2. 計画変更の経緯

最初に北海道計画の変更に係る経緯について述べます。

まず平成 29 年 3 月に，いわゆる一人親方等も含めた建設工事従事者の建設工事における安全と健康の確保を図るため，「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」，いわゆる「建設職人基本法」が施行されました。

同法に基づき，同年 6 月に国の基本計画である「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」が策定されたことを踏まえ，北海道においても平成 31 年 3 月に北海道計画を策定しました。

建設職人基本法では，計画の見直しについて，「少なくとも 5 年ごとに，基本計画に検討を加え，必要があると認めるときには，これを変更しなければならない」と規定されていることから，国では，策定された平成 29 年からの状況変化等を踏まえ，令和 5 年 6 月に基本計画を変更しています。

北海道計画においても，「国の基本計画に変更があった場合や，その他の事由により，必要があると認めるときには，速やかにこれを変更する」と定めていることから，国の基本計画の変更を受け，策定時からの状況の変化等を踏まえて，このたび令和 7 年 3 月に計画変更を行ったところです。

平成 29 年 3 月	「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（建設職人基本法）が施行
平成 29 年 6 月	国において「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（基本計画）を策定
平成 31 年 3 月	道において「北海道計画」を策定
令和 5 年 6 月	国において基本計画を変更
令和 7 年 3 月	道において「北海道計画」を変更

3. 計画策定時からの状況変化等

国の基本計画においては，計画策定時からの建設工事従事者を取り巻く次のような状況の変化を踏まえ，計画の変更を行っています。

・気候変動の影響による熱中症の増加
・石綿を用いた建築物の解体工事の増加
・新興・再興感染症の発生・拡大等
・女性，外国人労働者，高年齢労働者等人材の多様化
・新・担い手３法や令和６年４月に控えた建設業への時間外労働の上限規制の適用を踏まえた働き方改革，処遇改善等
・インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が危険作業等の減少や建設現場の環境改善に寄与することへの期待

道では，北海道計画を変更するにあたり，これら国の変更内容を基本とし，北海道における建設工事従事者の次のような現状も踏まえた記述としたところです。

・道の建設工事従事者の年齢構成比は，50 歳以上が占める割合が令和５年で 57.1% と高齢化が進行（図－1）
・建設産業における労働災害の原因は，依然として墜落・転落によるものが最多（図－2）
・道内の建設関係労働災害死傷者を年齢別で見ると，60 歳以上が占める割合が高い（図－3）
・積雪期前の 11 月に労働災害の発生が多い（図－4）

※図－2～4 に示した発生数及び発生割合は，令和元～５年の平均値による。

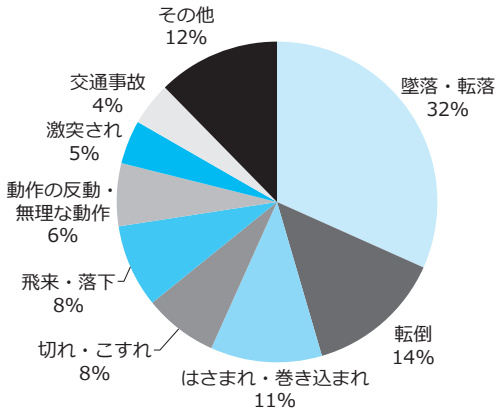

図－2　建設産業における労働災害発生状況【原因別】

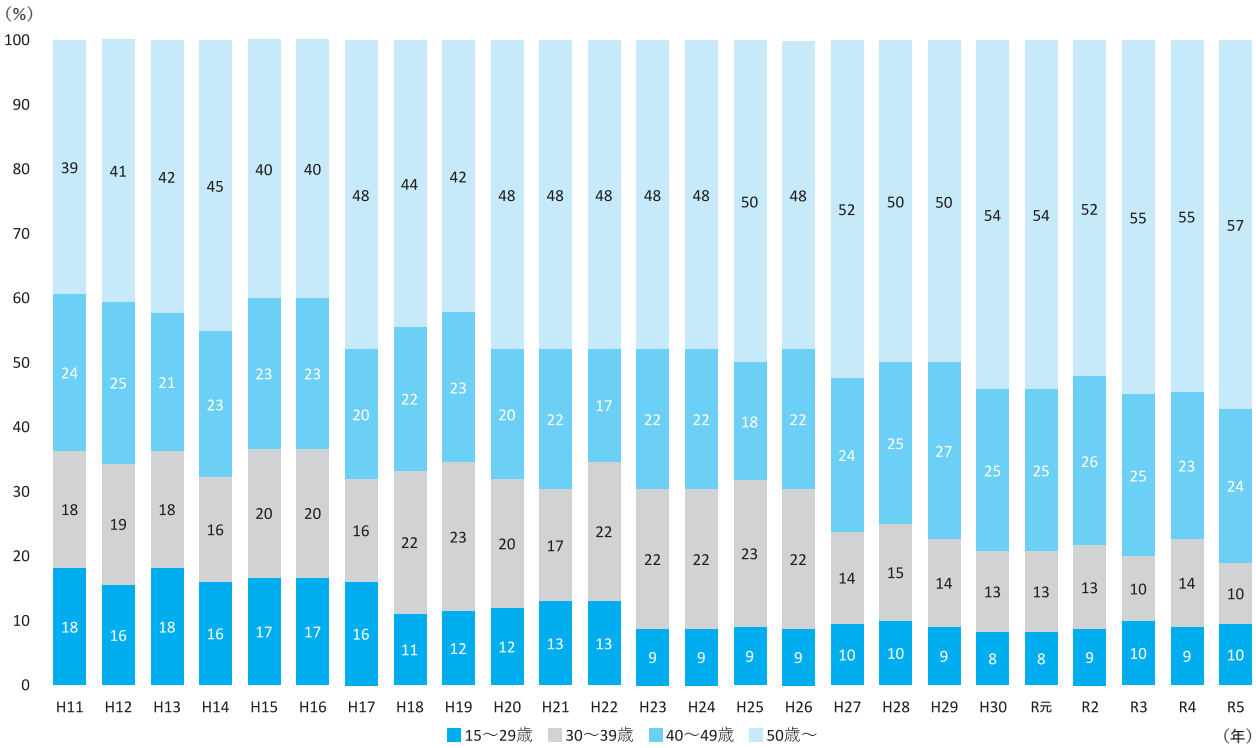

図－1　道内建設業就業者年齢構成比

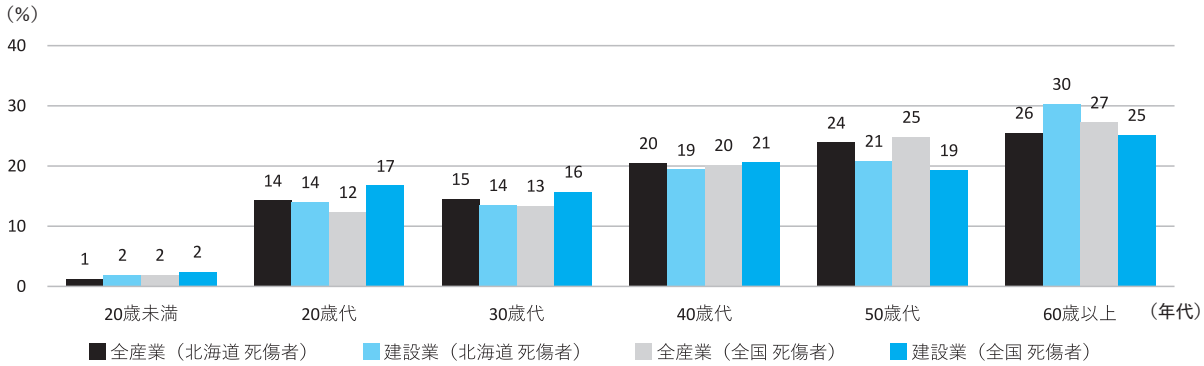

図－3　労働災害発生状況【年齢別】

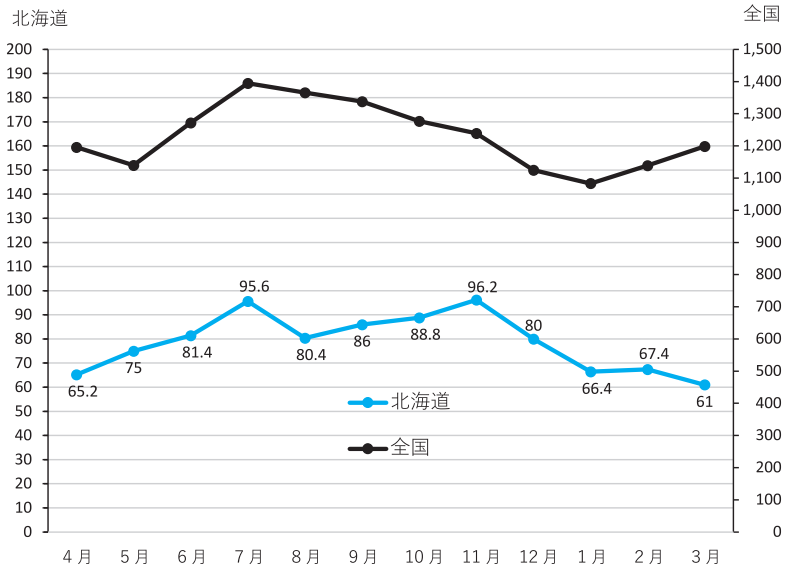

図－4　労働災害発生状況【月別】

4.　北海道計画の構成

ここで，北海道計画の全体構成について説明します（図－5）。

北海道計画では，まず「現状と課題」を整理し，「基本的な方針」を示した上で，それに基づく「北海道が総合的かつ計画的に講ずべき施策」とそれを推進するために「必要な事項」を定めています。

以降で，各項目の内容について述べていきます。

まず「現状と課題」では，建設工事現場での労働災害の撲滅に向けて，一層実効性のある取組が必要であること，また，建設工事の現場では他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事している一人親方についても，特段の対応が必要であることや，建設工事従事者の高齢化が進行している中，中長期的な担い手の確保対策が急務であることなどを挙げています。

次に，こうした「現状と課題」と建設職人基本法の基本理念を踏まえ，安全及び健康の確保に関する「基本的な方針」として，安全衛生経費や工期を確保する「適正な請負代金の額」や「工期等の設定」，安全及び健康の確保に向けた「設計，施工等の各段階における措置」，安全及び健康を最優先に考える気風の醸成に向けた「意識の向上」，さらには労働環境の整備を図り「処遇の改善」等を進めていく，といった四つの方針を定めています。

さらに，これらの基本的な方針に基づき，「北海道が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として，次の五つの項目を位置付けています。

はじめに　現状と課題

1．建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備
2．一人親方等への対応の必要性
3．建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

第1　基本的な方針

1．適正な請負代金の額、工期等の設定
2．設計、施工等の各段階における措置
3．建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
4．建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2　北海道が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1．建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
2．責任体制の明確化
3．建設工事の現場における措置の統一的な実施
4．建設工事の現場の安全性の点検等
5．建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

第3　総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1．建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
2．墜落・転落災害の防止対策の充実強化
3．健康確保対策の強化【新設】
4．人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善【新設】
5．北海道計画の推進体制
6．施策の推進状況の点検と計画の見直し

図－5　北海道計画の全体構成

まず，安全衛生経費の適切な積算と下請までの確実な支払い，冬期施工や休日等を考慮した工期設定などを定めた「建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等」，次に元請負人と下請負人の対等な関係に基づく適正な契約締結と求められる役割を明らかにする「責任体制の明確化」，さらに建設業者間の連携による安全及び健康の促進や一人親方等の安全及び健康の確保などに関する「建設工事の現場における措置の統一的な実施」，建設業者の自主的な取組や生産性の向上による「建設工事の現場の安全性の点検等」，そして安全衛生教育と意識啓発の自主的な取組の促進といった「建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発」の5項目です。

最後に，これらの施策を「総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」として，社会保険等の加入の徹底，働き方改革の推進などによる「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策」や「墜落・転落災害の防止対策の充実強化」といった項目を挙げています。

この「必要な事項」においては，「3. 計画策定時からの状況変化等」で説明した，気候変動の影響による熱中症の増加や石綿を用いた建築物の解体工事の増加，感染症への対策等，また，女性，外国人労働者，高年齢労働者等人材の多様化といった状況の変化への対応として，「健康確保対策の強化」と「人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保，職場環境の改善」の二つの項目を新設しています。

5.　主な変更内容

ここでは，主な変更内容について述べます。

はじめに「現状と課題」では，「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備」の項目において，フルハーネス型墜落制止用器具の使用原則義務化などの法令改正や施策の効果，さらに取組の周知やフォローの必要性について追加しています。

また，北海道における現状を踏まえ，道内の労働災害の特徴を追加するとともに，気候変動の影響等や人材の多様化への対応，インフラ分野のDXの推進など，新たな状況変化を踏まえた内容を追加しています。

次に，「建設工事従事者の処遇の改善等を通じ

た中長期的な担い手の確保」の項目では，建設工事従事者の賃金水準や年齢構成比等の状況について更新し，担い手確保の観点から第三次・担い手3法や労働基準法を踏まえた働き方改革，処遇改善，地位向上の必要性について追加しています。

「基本的な方針」については，関連する項目において，インフラ分野のDXの効果的な推進，人材の多様化に対応した安全・健康の確保，職場環境改善の重要性などを新たに追加しています。

「北海道が総合的かつ計画的に講ずべき施策」では，安全衛生経費が適切かつ明確に積算され，下請負人に至るまで確実に支払われるよう，内訳を明示する標準見積書の普及のほか，一人親方については取引の適正化を図るとともに，必要経費を適切に反映した請負代金の確保を図ることや労災保険の適切な加入について周知を図ること，さらには建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用，継続的かつ効果的な安全衛生教育の促進などについて追加しています。

「総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」では，「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策」の項目において，第三次・担い手3法や労働基準法を踏まえながら，道の「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」に基づき，働き方改革を進めることを明記しています。併せて，建設産業の魅力向上につながるインフラ分野のDXの推進などを通じて，若者をはじめとした入職の促進や中長期的な担い手の確保を図ることなどについて追加しています。

「墜落・転落災害の防止対策の充実強化」では，墜落制止用器具の使用の徹底，作業床の端や開口部等への囲い，手すり等の設置，足場の組立時や作業開始前の点検の徹底，高所作業従事者の危険感受性向上に関する取組の促進など，労働安全衛生規則の遵守徹底のほか，マニュアルの普及をはじめとした墜落・転落防止対策の充実強化などについて追加しています。

新たに設けた「健康確保対策の強化」では，熱中症，騒音障害防止対策として，「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく対策についての周知を行うこと，石綿ばく露防止対策としては，石綿使用の有無に関する事前調査や調査結果に基づく作業の実施等の対策についての周知を図ることとしています。また新興・再興感染症への対応として，新型コロナウイルス感染症等が発生・拡大した際には，政府方針等を踏まえた適切な対応を取ることについて記載しています。

同じく新設した「人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保，職場環境の改善」では，「女性の活躍促進」に関して，快適トイレの設置などによる労働環境の整備の促進，「増加する外国人労働者の労働災害への対応」においては，安全衛生教育のための手法の提示や危険の見える化を図るピクトグラム安全表示など，「高年齢労働者の安全及び健康の確保」については，転倒防止のための取組など，国において検討・実施される施策を踏まえた取組の実施について記載しています。

6. おわりに

道では，引き続き，国や道，専門工事業団体等で構成する「建設業等における構造改善推進懇談会」などにおいて，情報共有や連携を図るとともに，北海道計画に基づく各般の取組を着実に推進し，建設工事従事者が安心して働ける環境の整備に努め，建設産業の持続的発展に取り組んでまいります。